

報告第 8 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 89,716 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 3 年 7 月 30 日午後 1 時頃、町営豊岡住宅の駐車場
において、周辺の草刈清掃作業を行っていた町職員の刈
払機が小石を跳ね、停車していた自家用車の後面ガラス
を破損させる損害を与えた。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 3 年 8 月 19 日 |